

市職員の給与などの状況をお知らせします

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・住居・通勤手当などの「諸手当」があります。

これらは、地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に、市議会の審議を経て条例で定められています。

この「給与」について、平成 21 年度の状況をお知らせします。

問い合わせ先 市役所本庁舎職員課 ☎(0857) 20-3108
✉ syokuin@city.tottori.lg.jp

4. 経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		平均給料月額	
一般行政職	大学卒	経験年数 10 年	259,907 円
		経験年数 15 年	316,588 円
		経験年数 20 年	364,060 円
	高校卒	経験年数 10 年	210,433 円
		経験年数 15 年	271,390 円
		経験年数 20 年	318,000 円

1. 給与 (平成 21 年度普通会計予算)

平成 21 年度普通会計当初予算人件費のうち、職員の給与費とその内訳です。

職員数	給与費	前年度比
1,294 人	79 億 9440 万 7 千円	△ 3.2%
	うち	
	給料 51 億 5569 万 7 千円	
	職員手当 7 億 2984 万 7 千円	
	期末勤勉手当 21 億 886 万 3 千円	

5. 特別職の報酬など

市長・副市長は、5 分の特例減額中です。

(平成 21 年 12 月 1 日現在)

区 分		月 額 等		
市 長	給 料	974,700 円		
副市長		807,500 円		
議 長	報 酬	584,000 円		
副議長		513,000 円		
議 員		475,000 円		
特別職 共 通		期 末 手 当	平成 21 年度	6 月期
	12 月期			1.50 月分
	計			3.10 月分
	平成 22 年度以降		6 月期	1.45 月分
			12 月期	1.65 月分
			計	3.10 月分

2. 初任給

初任給は、国と同額です。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		初 任 給
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円

3. 平均給料月額および平均年齢

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,089 円	43 歳 3 カ月

7. ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
98.0	99.9	99.7	99.6	99.2	98.2

8. 部門別職員数

(各年度4月1日現在)

特別職、臨時および非常勤職員を除きます。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成20年度	平成21年度	
一般行政など	議会	11	11	0
	総務企画	308	305	△3
	税務	87	86	△1
	民生	431	425	△6
	衛生	82	81	△1
	農林水産	76	76	0
	商工	38	36	△2
	土木教育	137	138	1
	小計	1,310	1,293	△17
公営企業など	病院	366	401	35
	水道	91	91	0
	下水道	63	58	△5
	その他	78	71	△7
	小計	598	621	23
合計		1,908人	1,914人	6人

9. 定員適正化計画の目標値

(各年度4月1日現在)

	平成16年 11月1日	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
目標	-	1,551人	1,539人	1,525人	1,500人	1,470人	1,440人
実績	1,572人	1,551人	1,514人	1,482人	1,451人	1,422人	-

6. 主な手当

(平成21年12月1日現在)

区分	内容			
扶養手当	①配偶者	月額	13,000円	
	②配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円	
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額	5,000円	
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払って借家などに居住する職員 ▷家賃の額に応じ月額最高27,000円まで			
通勤手当	通勤距離がいずれも片道2キロ以上の場合			
	①交通機関利用者	▷運賃月額55,000円までを、6カ月定期券などの価額により全額支給		
	②自動車などの使用者	▷通勤距離の区分に応じ、月額2,000円～24,500円		
勤労手当	期末手当	支給の時期	期末手当 勤労手当	計
		平成21年度	6月期	1.40月分 0.75月分
	12月期		1.35月分 0.65月分	2.00月分
	平成22年度以降	6月期	1.25月分 0.70月分	1.95月分
		12月期	1.50月分 0.70月分	2.20月分
	退職手当	区分	自己都合	定年・勲奨
勤続20年		23.5月分	30.55月分	
勤続25年		33.5月分	41.34月分	
	勤続30年	41.5月分	50.7月分	
その他、定年前早期退職者への加算措置などがあります。				

人事院の給与勧告と 人件費削減の取り組み

人事院は毎年、国家公務員と民間の給与水準を比較検討し、両者の間の格差をなくすために給与改定を勧告しています。

本市では、平成21年度の人事院による給与勧告に準じ、給料月額を引き下げ（改定率0.2割減、初任給を含む若年層の給料と、医師の給料は据え置き）を、平成21年12月1日から実施しています。

また、自宅居住者の住居手当（新築・購入後5年間、月額2500円）の廃止と、期末勤労手当の年間支給月数の引き下げ（0.35月分の減）もあわせて実施しています。

このほか、市長などの特別職についても、期末手当の年間支給月数の引き下げ（0.25月分の減）を実施し、人件費の抑制に努めています。

さらに、鳥取市定員適正化計画に基づく職員数の削減も計画を上回りながら進んでおり、人件費総額について、より一層の削減に取り組んでいます。